

**指宿・屋久島ワーケーションプロモーション事業
企画公募型コンペティション 応募要項**

令和4年1月

指宿・屋久島広域観光推進協議会

1. 趣旨

指宿・屋久島広域観光推進協議会では、関係人口の創出や移住定住につなげる長期滞在観光を促進するため、新しい旅のスタイルとして注目されているワーケーション事業を推進している。本業務では、指宿・屋久島地域にワーケーションの地として滞在時間を充実したものにするための情報提供を行うツールを制作することで利用者の来訪意欲を高め、両地域間への往来と交流の活性化を図ることを目的に、「企画公募型コンペティション」により企画提案を募集し、総合的な評価に基づき、受託事業者を選定する。

2. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：指宿・屋久島ワーケーションプロモーション事業
- (2) 契約期間：契約締結日の日から令和4年3月31日まで
- (3) 業務概要：別添『指宿・屋久島ワーケーションプロモーション事業 委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）』参照
- (4) 委託予算規模：1,600千円（消費税及び地方消費税含む）
ただし当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

3. 連絡先

指宿・屋久島広域観光推進協議会 事務局 鮫島, 吉元, 森
(一般社団法人いぶすき観光デザイン内)
住所 〒891-0402 指宿市十町2-4-24番地
電話 0993-23-1070 FAX 0993-23-1073 mail: ibusuki-td@po.minc.ne.jp

4. 応募資格

- (1) 企画提案の参加資格は、次の要件を満たす企業又は団体とする。
 - ①地方自治施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
 - ②役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」とする）。
 - ③暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
 - ④本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
 - ⑤複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定していること。
 - ⑥指宿市及び屋久島町より指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 応募にあたっては、以下に留意すること。
 - ①1社又は1コンソーシアムにつき1提案の応募とすること。
 - ②一つの企業が複数のコンソーシアムを通じて二つ以上の提案をすることは出来ないものとする。

5. 手続き及びスケジュール

- (1) 応募に係る資料の配布及び場所
配布期間：令和4年1月14日（金）から令和4年1月21日（金）12:00まで

配布場所：公式 Web サイトに資料掲載

<指宿・屋久島広域観光推進協議会>

<https://ibusuki-td.wixsite.com/mysite-1>

<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/info-business/41813/>

(2) 企画参加申込

申込期間：令和4年1月14日(金)から令和4年1月21日(金) 12:00まで

申込方法：所定の様式(様式1)に必要事項を記入の上、原本を郵送又は持参

申込先：「3. 連絡先」参照

※申込後に辞退する場合は、参加辞退書(様式5)を提出すること

(3) 応募に係る質問受付及び回答

受付期限：令和4年1月24日(月) 12:00まで

質問は所定の様式(様式2)に記載の上 E-mail での受付とし、電話等その他の方法で受け付けない。

提出先：「3. 連絡先」参照

質問回答：全参加申込者へメールにて回答

(4) 応募書類の提出方法及び提出期限

提出方法：「8. 応募書類等」に定める書類をメールにて提出

※メールの件名「【企業名】指宿・屋久島ワーケーションプロモーション事業 書類提出」

提出先：「3. 連絡先」参照

提出期限：令和4年1月28日(金) 12:00まで

(5) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日疑義照会を行うことがある。

(6) 応募書類の審査及び結果の通知

「7. 審査」にて定めるとおり。

(7) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、指宿・屋久島広域観光推進協議会が作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で「委託仕様書」と委託額を決定し、契約を締結する。

ただし、指宿・屋久島広域観光推進協議会と契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

6. 再委託

本事業を実施するにあたっては、指宿・屋久島広域観光推進協議会の承認なくして、委託業務の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託という。」)してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要項「4. 応募資格」の規定を準用するものとする。

7. 審査

(1) 応募書類の審査

①提出された企画提案書に対し審査を行い、契約予定事業者を選定する。

(2) 審査結果の通知

最終審査結果は、令和4年2月3日(木)までに通知するものとする。

8. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下のとおりとし、連絡先のメールアドレスへ PDF で提出すること。

(1) 会社概要(パンフレット等)

コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての会社概要を提出すること。

(2) 企画提案提出書(様式4)

構成企業別に過去3年以内に行われた類似案件の実績を示すこと。

(3) 企画提案書・提案概要書

- ・仕様書に基づき「企画提案書」及び、企画提案書の内容をA4 1枚にまとめた「提案概要書」を提出すること。
- ・提案書には、要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。
- ・それぞれサイズはA4とし、明瞭簡潔に示すこと。
- ・提案書は両面印刷で20ページ以内に納めること。(表紙、目次、見積りを含まない)

(4) 予算見積書

- ・委託業務に係る費用については、ランディングページ制作費、デジタルパンフレット制作費、旅費に分けて、所要経費を見積もること。
- ・金額の単位は円とする。
- ・合計金額には消費税を含むものとし、委託業務の総経費に係る消費税については1円未満の端数がある場合、切り捨てて計算することとする。

9. その他留意事項

- (1) 提案企画の中で指宿・屋久島広域観光推進協議会が行う業務がある場合は、企画書に明確に明記すること。
- (2) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。
- (3) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (5) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (6) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (7) 提出された応募書類は、返却しない。

以上